平成２６年（フ）第７４３号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷７丁目28番５号　濱田方
破産者　濱田　惠子
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１６５５号
大阪府箕面市小野原西１丁目８番25号　２号室１－２階、開始決定時兵庫県西宮市北六甲台５丁目11番１号
破産者　福島　陽一
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２３７号
大阪府東大阪市鴻池元町10番27―702号
破産者　五大運送こと　扇原　信久
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７５８号
大阪府東大阪市東石切町４丁目13番19号、住民票上の住所大阪府東大阪市東石切町３丁目２番８号　ロイヤルパレス風見鶏302号
破産者　太田　栄一
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７９号
奈良県北葛城郡広陵町大字三吉29番地１
破産者　河田　正広
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１２９号
奈良県大和高田市三和町３番14号
破産者　ＳｗｅｅｔＣＯＣＯこと　中西　昭夫
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１８６号
奈良県香芝市逢坂７丁目164番地　サニーハイツＡ－１号
破産者　香村　　亘
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１９７号
奈良県磯城郡田原本町大字大木414番地の２
破産者　鎌田造園土木こと　鎌田　　淳
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第５５１号
札幌市北区あいの里２条４丁目５番18号、開始決定時の住所札幌市北区篠路町福移110番地３
破産者　井形　尚夫
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３４号
北海道紋別郡湧別町中湧別南町415番地の１
破産者　工藤健三郎
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第３８号
北海道北見市中央三輪３丁目530番地81、前住所北海道北見市中央三輪４丁目518番地36
破産者　幸村　　誠
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第１１号
宮城県登米市中田町石森字加賀野２丁目２番地20　レジデンスＭ１－Ｂ
破産者　佐々　和也
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２６年（フ）第１４号
宮城県登米市米山町中津山字西千貫251番地
破産者　森山　泰治
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２６年（フ）第４１号
秋田県仙北市角館町小勝田下川原35番地12
破産者　伊藤　誠志
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（フ）第５９０号
埼玉県川口市大字芝3756番地の８、破産手続開始決定時の住所埼玉県川口市芝下２丁目20番33号
破産者　高野　昌也
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８９３号
さいたま市見沼区大字南中野1027番地　101
破産者　伊豆田義明
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２９６号
静岡市駿河区広野２丁目４番14号
破産者　納土富士子
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４４号
京都府与謝郡与謝野町字明石756番地府営明石団地２棟205号、破産手続開始決定時の住所京都府与謝郡与謝野町字三河内115番地４
破産者　酒井　靖郎
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第３１８号
広島県安芸郡府中町八幡３丁目３番17号　三宅第五アパート202、開始決定時の住所広島県安芸郡府中町八幡３丁目３番15号　三宅第五アパート202
破産者　岡村　禎志
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部